

創業者支援資金制度概要

融資資金名	創業者支援資金	活用のポイント	独立・開業を行う者 または開業後5年未満の事業者		
融資対象					
県内に居住し、県内で事業を開始しようとする者又は事業開始後一定期間を経過していない者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、対象業種に限る。					
1 創業前の者で、次の各号に該当するもの					
(1) 事業を営んでいない個人で、次のいずれかに該当するもの					
ア 事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上の者で、所要資金の20パーセント以上を自己資金で賄えるもの					
イ 商工会等の創業セミナーの受講を終了した者で、所要資金の20パーセント以上を自己資金で賄えるもの					
ウ 1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者で、借入金額と同額以上の自己資金を賄えるもの					
エ 2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもので、借入金額と同額以上の自己資金を賄えるもの					
オ 産業競争力強化法第113条の規定により市町村が作成し主務大臣から認定を受けた創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けたもので、所要資金の10パーセント以上を自己資金で賄えるもの					
(2) 中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもので、所要資金の20パーセント以上を自己資金で賄えるもの					
2 創業後1年未満の者で、次の各号に該当するもの					
(1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業開始から1年を経過していない者で、所要資金の10パーセント以上を自己資金で賄えるもの					
(2) 事業を営んでいない個人が会社を設立し、設立から1年を経過していない者で、所要資金の10パーセント以上を自己資金で賄えるもの					
(3) 中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立し、設立から1年を経過していない者であって、所要資金の10パーセント以上を自己資金で賄えるもの					
3 創業後1年以上5年未満の者で、次の各号に該当するもの					
(1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業開始から1年以上5年未満のもの					
(2) 事業を営んでいない個人が会社を設立し、設立から1年以上5年未満のもの					
(3) 中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、設立から1年以上5年未満のもの					
融資条件	資金使途	運転資金、設備資金、運転・設備資金		融資利率	年1.95%（固定金利）
	融資限度額	1企業あたり1,000万円以内			
	融資期間	運転資金、設備資金ともに10年（据置1年）以内		保証料率	0.60%
	償還方法	割賦返済		担保	原則として無担保
	保証人	必要に応じて求める（法人は、代表者を保証人とする）			
融資斡旋申込先（斡旋機関）		各商工会、各商工会議所、沖縄県産業振興公社、沖縄県商工会連合会 沖縄県産業振興公社(TEL859-6237) 沖縄県商工会連合会(TEL859-6150)			
融資斡旋時必要書類 ※融資対象1又は融資対象2のみ。融資対象3は直接取扱金融機関申込。					
【個人】					
●各融資対象共通書類					
①印鑑証明書					
②見積書、請求書等(設備資金の場合)					
③許認可証の写し(許認可業種の場合)					
④不動産賃貸借契約書(事業所を借りる場合)					
⑤個人情報の提供に関する同意書					
●共通書類のほか、融資対象1(創業前)に該当する者の追加必要書類					
⑥融資斡旋申込書					
⑦県民税及び市町村民税納税証明書					
⑧-1 勤務経歴証明書(融資対象1(1)アのみ)					
⑧-2 創業セミナー受講証明書(融資対象1(1)イのみ)					
⑧-3 特定創業支援を受けたことの認定書(融資対象1(1)オのみ)					
⑨創業者支援資金創業計画書					
⑩預金残高証明書及び設備投資に係る支払済み領収書等					
●共通書類のほか、融資対象2(創業後1年未満)に該当する者の追加必要書類					
⑪融資斡旋申込書					
⑫事業税納税証明書(事業税の納税が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書)					
⑬税務署受付印のある個人事業の開業届出書又は県税事務所受付印のある事業開始届出書(写)					
⑭創業者支援資金創業計画書					
⑮預金残高証明書及び設備投資に係る支払済み領収書等					
【法人等】					
●各融資対象共通書類					
①印鑑証明書					
②見積書、請求書等(設備資金の場合)					
③許認可証の写し(許認可業種の場合)					
④不動産賃貸借契約書(事業所を借りる場合)					
●共通書類のほか、融資対象1(創業前)に該当する者の追加必要書類					
⑤融資斡旋申込書					
⑥県民税及び市町村民税納税証明書					
⑦-1 勤務経歴証明書(融資対象1(1)アのみ)					
⑦-2 創業セミナー受講証明書(融資対象1(1)イのみ)					
⑦-3 特定創業支援を受けたことの認定書(融資対象1(1)オのみ)					
⑧創業者支援資金創業計画書					
⑨預金残高証明書及び設備投資に係る支払済み領収書等					
●共通書類のほか、融資対象2(創業後1年未満)に該当する者の追加必要書類					
⑩融資斡旋申込書					
⑪事業税納税証明書(事業税の納税が到来していない時は必要なし)					
⑫創業者支援資金創業計画書					
⑬預金残高証明書及び設備投資に係る支払済み領収書等					
⑭定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項証明書)					

融資申込先金融機関	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行	コザ信用金庫	沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)
融資申込時必要書類 ※右記以外に金融機関、保証協会が必要と認める書類も提出が必要					
【個人】			【法人等】		
【融資対象1又は融資対象2の場合】			【融資対象1又は融資対象2の場合】		
・融資依頼書・融資幹旋添付書類 ・個人情報の提供に関する同意書			・融資依頼書・融資幹旋申込書及び添付書類		
【融資対象3(直接金融機関申込)の場合】			【融資対象3(直接金融機関申込)の場合】		
・事業税納税証明書(事業税の納税が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書) ・原則として、最近3年間の受付印のある確定申告書の写し ・印鑑証明書 ・見積書、請求書等(設備資金の場合) ・許認可証の写し(許認可業種の場合) ・不動産賃貸借契約書(事業所を借りる場合) ・個人情報の提供に関する同意書			・事業税納税証明書(事業税の納税が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書) ・原則として、最近3年間の決算書の写し ・定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項証明書) ・印鑑証明書 ・見積書、請求書等(設備資金の場合) ・許認可証の写し(許認可業種の場合) ・不動産賃貸借契約書(事業所を借りる場合)		
【保証人分】			【保証人分】		
・印鑑証明書 ・個人情報の提供に関する同意書			・印鑑証明書 ・個人情報の提供に関する同意書		
【幹旋機関作成】			【幹旋機関作成】		
・意見書			・意見書		

